

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】平成24年9月6日(2012.9.6)

【公開番号】特開2011-35695(P2011-35695A)
 【公開日】平成23年2月17日(2011.2.17)
 【年通号数】公開・登録公報2011-007
 【出願番号】特願2009-180478(P2009-180478)
 【国際特許分類】

H 0 4 N 7/173 (2011.01)
 H 0 4 N 5/765 (2006.01)
 H 0 4 N 5/93 (2006.01)
 H 0 4 N 5/91 (2006.01)

【F I】

H 0 4 N 7/173 6 1 0 B
 H 0 4 N 5/91 L
 H 0 4 N 5/93 Z
 H 0 4 N 5/91 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年7月25日(2012.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0102

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0102】

なお、以下の説明では、移動先のクライアント11の移動先のCP31-2(以下、移動先のCP31と称する)と移動先のDMR32-2(以下、移動先のDMR32と称する)のそれぞれを処理主体とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0231

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0231】

ステップS251乃至ステップS258と、ステップS261乃至S263の処理は、それぞれ、図4におけるステップS11乃至S21の処理と同一である。図17は、図4のステップS18とS19に対応するステップS258とS261の間に、ステップS259、S260が挿入されている点が図4と異なっている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0239

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0239】

ステップS281において、移動先のCP31は、ユーザの操作に基づく続き再生指示を取得する。この処理は、図7におけるステップS81と同一の処理である。